

監 査 委 員

27年監査公表第6号

京丹後市民オンブズマンから請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242号第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年 5月15日

京都府監査委員 村 山 佳 也
同 井 上 元

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人京丹後市民オンブズマンから平成27年3月9日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

住所 京都府京丹後市弥栄町和田野822

名称 京丹後市民オンブズマン

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 京都府議会議員 巽昭氏（以下「巽府議」という。）の下記の政務活動費について、巽府議本人が個人事業主として経営する「たつみ印刷」（以下「当該事業所」という。）に発注されたものであり、政務調査費時代から不明朗会計と指摘され、社会通念上疑義が生じ、また、議員の資産形成につながり違法である。

(ア) 事務費として、平成25年8月23日付けで、本人から本人への封筒の印刷発注（消費税込69,300円）が見られる。

(イ) 事務費として、平成26年1月22日付けで、本人から本人への封筒の印刷発注（消費税込399,000円）が見られる。

(ウ) 資料作成費として、平成26年3月1日付けで、本人から本人への広告代として印刷発注（消費税込151,200円）が見られる。

イ 上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

・資料1：平成25年9月22日付け領収書の写し（69,300円）

・資料2：平成26年2月20日付け領収書の写し（399,000円）

・資料3：平成26年3月28日付け領収書の写し（151,200円）及び平成26年3月2日付け「あきら通信」

(2) 請求人の措置請求

京都府知事が巽府議に対して、本件で被った京都府（以下「府」という。）の損害額(1)ア(ア)からウ)までから按分した額557,550円の返還を求めるよう勧告することを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

巽府議に係る平成25年度の政務活動費のうち、封筒及び広告の印刷に関する支出（以下「本件支出」という。）が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。

2 監査対象部局

議会事務局

第4 監査執行の辞退

本件請求の監査において、植田監査委員及び山口監査委員から、法第199条の2の規定による除斥には該当しな

いが、議員のうちから選出された監査委員であり、監査の客観性及び公平性に疑念を持たれることのないよう本件監査の執行を辞退したい旨申出があり、両委員は本件監査に関与していない。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成27年4月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員6名が立ち会った。

2 当日は、請求人の代表、副代表が出席し、請求の要旨を補完する次の趣旨の陳述を行った。なお、請求人から次のとおり新たな資料の提出があった。

- ・追加資料1：平成26年4月30日付け平成25年度政務活動費収支報告書の写し
- ・追加資料2：平成26年4月30日付け平成25年度政務活動費収支報告書の別紙の写し
- ・追加資料3：平成26年3月1日付け領収書の写し（29,370円）
- ・追加資料4：平成26年3月1日付け領収書の写し（18,785円）及び同日付け領収書の写し（9,790円）

< 〃の陳述 >

今回、地元の巽府議の政務活動費について住民監査請求書を提出した。これは、巽府議本人から本人への印刷発注がみられ、いかがなものかということである。

追加資料1について、巽府議から京都府議会（以下「府議会」という。）宛てに出された480万円の内訳では、資料作成費がゼロになっている。しかし、当初提出した資料3の広告代の用途項目は資料作成費になっており、これは広聴広報費ではなかろうかということである。

追加資料3では、広報折込代の用途項目が資料作成費になっているが、追加資料4では資料作成費にチェックがありながら、それを変更して広報費になっている。また、当初提出した資料3の広告代の用途項目は資料作成費になっており、このように用途項目がばらばらである。

巽府議も一応チェックしていると思うし、また議会事務局もチェックを行い、議長もそれを承認しているが、昨今の新聞紙上にうたわれている政務活動費の用途というものが、全くこれらに類似したものではないかということで、今回監査請求を行った。

< 〃の陳述 >

まず、つつみ印刷から巽府議個人宛ての証拠書類を見てみると、長封筒代等の印刷代として、個人の会社から個人に納品書の一つ切るだけで、本当にそれがなされているのか疑念が生じてならない。府議会では当たり前で通っているが、社会通念上こんなことが考えられるのかということがまず1点である。

それから、調査研究費になるのかどうか分からないが、新聞はどこの家でも1部や2部はとっているが、この購読料を政務活動費として認めていいのかどうか。専門的なことを調査研究するために、図書を買って知識を高めたりするというのではなく、新聞の購読料も政務活動費として認められるのかどうか。そんなことを言いましたら、何でも全て政務活動費になってしまうという懸念がしてならない。

もう一つは、巽府議は事務所も借りており、そこに秘書なのか従業員を雇用している。しかし、本当に政務活動をするために必要な経費なのかどうか。認められるので、当たり前にお金を使っているだけということは、無駄遣いに相当する。府議会として、ひとつもブレーキがかかっていない。何であろうと政務活動費にあげれば、全て通っているような気がしてならない。誰に出すのか分からないが、事務所で出すコーヒーやお茶など、その辺のスーパーで買ってきて領収書をつけて請求している。それも全て政務活動費で処理している。こういうことを考えると、政務活動をするのに本当に必要な経費とは、とうてい我々としては判断できない。そういうことが府の府議会議員全員に行われているとしたら、大変な無駄遣いだという疑念が生じてならない。

第6 関係執行機関の陳述

1 議会事務局の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めたところ、請求人2名が陳述に立ち会った。

2 議会事務局の職員6名が出席し、議会事務局長（総務部主査）が請求の要旨に対する次の趣旨の陳述を行った。

政務活動費制度については、その前身ともいえる政務調査費の制度が平成12年の地方自治法の一部改正により導入された。制度導入の趣旨等について、地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明では、「本年（平成12年）4月1日に施行された地方分権一括法により、地方分権は今や実行の段階を迎えることとなり、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会の担う役割はますます重要なものとなっている。また、地方議会の活性化を図るためには、議会の審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要になっている。以上のことから、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資するため、提出することとした次第である。」と説明されている。

さらに、平成24年の地方自治法の一部改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に変更されるとともに、地方公共団体会派又は議員に交付することができる対象が「議員の調査研究に資するため必要な経費」か

ら「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められた。また、従来から、「交付対象」、「交付額」及び「交付方法」については、条例で定めなければならないこととされていたが、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」についても、条例で定めなければならないこととされた。

政務調査費に関するものであるが、多数の裁判例で、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法については、各地方公共団体が、それぞれの団体の規模、地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、その裁量判断により条例でもって定めることができることとしたものと解されている。このことは、政務活動費においても同様であると考えている。

府においては、京都府政務活動費の交付に関する条例(平成24年京都府条例第68号。以下「交付条例」という。)で、交付対象、交付額、交付方法及び政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めるとともに、条例から委任された事項や各種書類の様式等を京都府政務活動費の交付に関する規程(以下「交付規程」という。)で定めている。さらに、政務活動費の用途基準の考え方や手続上の留意事項など、運用上の指針として政務活動費の運用マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定めており、政務活動費の支出の適否については、これらの定めに基づいて判断することになる。

なお、このマニュアルは、座長の議会運営委員会委員長、各会派から推薦された議員6名に、弁護士、公認会計士及び大学教授の有識者委員3名を加えた計10名の委員で構成し、さらに正副議長をオブザーバとする「京都府議会における公的負担のあり方検討会」における検討結果を踏まえ、政務調査費の適正な執行に資するため、平成20年4月に作成されたものである。

また、平成24年の地方自治法の一部改正に際しては、議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設け、同じく有識者に参考人として出席願ひ、その意見を聴取しながら新たな政務活動費条例の制定に向けた検討が行われた。その検討結果を踏まえ、平成24年12月府議会において、交付条例が制定されているが、マニュアルについても、平成25年3月に、小委員会での検討経過や交付条例の制定を踏まえた改正がなされている。

請求人が指摘する支出については、有識者の意見も踏まえて作成したマニュアルにおいて、自動車や高額な備品の購入費、自宅事務所への賃借料などについては、政務活動費の充て対象外としているが、議員本人が個人事業主として経営する事業所との取引については、対象外とする事例とはしていない。また、他の議員が計上している印刷経費と比較しても、不当に高額であるとはいえないことから、違法な支出とはいえないと考えている。

なお、資料3の「あきら通信」の作成費と、追加資料3の「広報折込代」については、それらは、追加資料4の「広報折込代」と併せた一連のものであり、用途項目欄の単純な記載ミスと考えている。

第7 関係人調査の実施

法第199条第8項の規定による関係人調査として、平成27年4月20日に異府議に対して出頭を求め、本件監査に係る関係事項について、事実関係の聴取を行った。

第8 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、交付条例第11条の規定により提出された収支報告書、証拠書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取、関係人調査の実施等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

- (1) 平成24年8月29日に可決・成立し、同年9月5日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)により、議会の議員の調査研究に資するための経費として交付されていた政務調査費は、名称を政務活動費に、その交付目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費に改められるとともに、新たに政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることや、議長に用途の透明性の確保に関する努力義務を課すことが規定され、平成25年3月1日に施行された。
- (2) この改正法を受け、府議会においては、平成24年11月に議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設置し、学識経験者の意見も踏まえつつ、新たな政務活動費条例の制定に向けた検討が行われ、平成24年12月府議会において、交付条例が制定された。

さらに、政務調査費の用途基準の考え方や手続上の留意事項等の運営指針として、有識者の意見を踏まえつつ、平成20年4月に作成されたマニュアルについても、交付条例の制定を踏まえて平成25年3月に改正され、政務活動費の支出の適否については、このマニュアルに基づいて判断されている。

- (3) 異府議に係る平成25年度政務活動費の交付決定等の状況は、別表第1及び別表第2のとおりである。
- (4) 陳述において請求人から指摘のあった「あきら通信」の印刷代及び広報折込代の用途項目については、異府議が収支報告書を作成した際、添付書類である領収書の貼付用紙に記載された用途項目欄の記載を一部誤り、広聴広報費に分類すべきところ資料作成費としたものであるが、収支報告書の支出内訳では、広聴広報費として正しく計上されている。

- (5) 本件支出の内容は、政務活動費を充当することができる広聴広報費又は事務費として、交付条例及びマニュアルの用途基準に合致している。また、こうした広聴広報活動等に用いる印刷物の履行確認については、交付条例及び交付規程に基づき、収支報告書の添付書類である領収書の写し及び成果品をもって確認がなされている。
- (6) マニュアルでは、資産形成につながる可能性のある支出として、事務所購入費、車両購入費（リース料を含む。）、取得価格が原則10万円以上の備品購入費を政務活動費の対象外とするとともに、具体的な支出が発生しないことから、自宅や議員本人等が所有する事務所の賃借料を対象外としているが、本件のような議員本人が個人事業主として経営する事業所との取引については、対象外とはしていない。
- (7) 本件支出に係る印刷経費について、支出金額の適正性を確認するため、関係執行機関から提出のあった平成25年度政務活動費に充当された他の議員の印刷経費と比較したところ、社会通念上、均衡を欠く支出とは認められなかった。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

- (1) マニュアルでは、本件のような議員本人が個人事業主として経営する事業所との取引については、政務活動費の対象外とはしていない。また、本件のような取引を違法とする判例も特に見当たらないことから、異府議本人が経営する当該事業所への発注のみをもって違法又は不当とまでいうことはできない。
- (2) 本件支出に係る印刷経費について、平成25年度政務活動費に充当された他の議員の印刷経費と比較しても、社会通念上、均衡を欠く支出とは認められない。

以上のことから、本件支出について、違法又は不当な公金の支出とするに足りる事由は認められない。

第9 要望

本件監査の結果は以上のとおりであるが、本件請求を踏まえ、政務活動費は公金から支出されていることから、その用途について府民への高い説明責任が求められているところであり、今後とも、府民から資産形成につながるなどの疑念を持たれることのないよう、社会情勢の変化に応じた制度の在り方等について不断の見直しを行い、透明性の更なる向上に努められるよう要望する。

別表第 1

平成25年度政務活動費の交付決定等の状況

交付決定		交 付		収支報告書の提出		額の確定		備 考
年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額	
平成25年4月1日	4,800,000	平成25年4月8日 平成25年7月1日 平成25年10月1日 平成26年1月6日	1,200,000 1,200,000 1,200,000 1,200,000	平成26年4月30日	4,892,065	平成26年7月10日	4,800,000	

別表第 2

平成25年度政務活動費支出額一覧

調査研究費	研 修 費	広聴広報費	要請等活動費	会 議 費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事 務 費	人 件 費	合 計
286,930	0	194,025	0	33,023	0	229,231	842,753	852,163	2,453,940	4,892,065